

2019年2月吉日

JAPAN POLARIS Inc. Polaris Gateway 共同 Produce

第1回特定技能ビザ入管新法セミナーのご案内

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てにあずかり、厚くお礼申し上げます。

昨今、外国人労働者の受け入れで熱い論戦が交わされておりますが、私達では、その最先端の情報をキャッチして、皆様に今後のかじ取りのための情報をご提供したいと考えて準備を進めてまいりました。

第1部は、フィリピンで既に日本語学校、英会話学校を経営し、現地外国人人材の派遣の実績を持つ人材紹介会社の JAPAN POLARIS 代表が今後の外国人人材の必要性についての基調講演を行い、第2部では、ビザの最先端で取り組む POLARIS GATEWAY の宮本氏がこれまでに知りえたいいち早い法律の情報の提供と解説をいたします。

万障お繰り合わせのうえ、ふるってご参加くださいますようご案内申し上げます。

記

日時 平成31年3月15日（金） 午後5時から午後7時（予定）

会場 札幌市中央区北3条西3丁目1番地47 ヒューリック札幌 NORTH33 ビル 10階

星田会計事務所内 大会議室

会費 3000円（会場にて申し受けます）※先着30社限定

1部 基調講演 「第2の開国とダイバーシティ時代の人材確保の重要性」

講師 JAPAN POLARIS Inc. 代表 日影恒次 氏

2部 実務解説 「知る、理解、対応！ 新入管法のポイント解説」

講師 POLARIS GATEWAY 取次行政書士・シニアコンサルタント 宮本訓三 氏

※ご参加希望の方は、FAX(011-206-8841)又は、メール（info@urban-international.jp）にて、会社名、ご住所、出席者名、ご連絡先（お電話及びメールアドレス）をご記入ください。追って事務局より出席確認のご連絡をさせていただきます。

建設業者の皆様！

人手不足で困っていませんか？

私たち専門家集団が、フィリピンをはじめとした海外から、
貴社に合う **有益な人材** を紹介いたします！

こんなお悩み
ありませんか？

- ✓ 仕事はあるのだが、人が足りない
- ✓ 次世代を担う若い世代が欲しい
- ✓ まじめによく働いてくれる人を探りたい

2019年4月 **入管法** (入国管理及び難民認定法) が **改正** されます！

『英語を話せる海外の人材採用』をしませんか？

∴ JAPAN POLARISが選ばれるのには、**理由**があります。∴

01 外国人就労ビザの取得実績多数！

ビザ手続きの経験豊富な
「POLARIS GATEWAY」が担当

02 現地での技能試験対応

海外での「受かる技能研修」の実施可能

03 現地での日本語試験対応

現地の日本語学校と提携！

04 入国後の通訳翻訳や日本語教室も

入国後に働きやすくする「心身ケア」体制

海外人材紹介・研修・入国後サポートは、JAPAN POLARISにお任せ下さい！



▲フィリピン・リンガエンの
下院議員と

▼現地の視察をがっちりサポート！



▲面接風景。若い求職者多数！

フィリピンの他
中国・ベトナム
ミャンマーの
提携も準備中！

JAPAN POLARIS

有料職業紹介事業許可番号：01-ユ-300494

まずは一度説明会にお越しください。
詳しくは、今すぐ裏面をご覧ください！

法改正で、具体的に何が変わるの？

Q 今までの『技能実習制度』との違いとは？

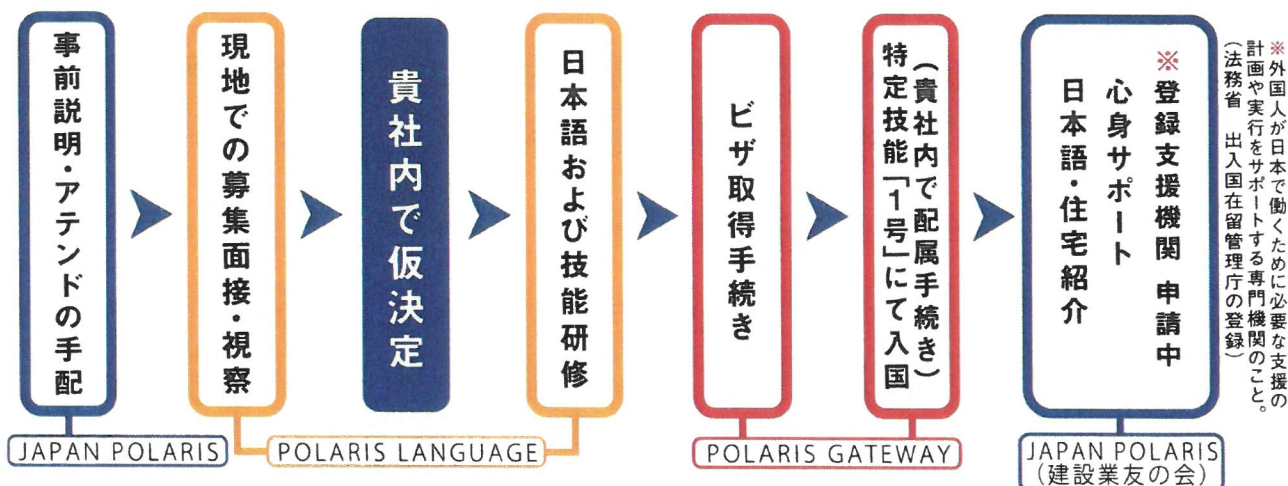
A これまでの「技能実習制度」は、あくまでも開発途上国への地域経済発展を担う研修が目的の制度でした。この制度のもとでは単純労働は認められませんでした。が、**2019年4月より新たな在留資格「特定技能」が導入され、認定基準をクリアした外国人労働者は建設業で働くことができます。**

新制度のもとでは、職場移動も可能であり、雇用の人数制限もありません。
認定基準は「1号」と、より高度なレベルの技能と日本語能力の高さを示す「2号」があります。
特定技能2号の基準を満たした外国人労働者は、日本に家族を呼び寄せることもできます。これまでより更に、日本で長く真剣に働く意欲のある求職者が、現地で日本語と技能の修得に励んでいます。



JAPAN POLARISではどんなサポートをしてくれるの？

Q 海外から人材紹介を受けるためにはどのような準備が必要？



A JAPAN POLARISグループは、人材紹介にとどまらず、技能と語学研修の「POLARIS LANGUAGE」、ビザ取得実績豊富な「POLARIS GATEWAY」との連携で、貴社の中長期的な雇用のご支援を致します。現地視察、募集面接、技能試験と日本語試験対策のほか、ビザ手続きもお任せください。入国後のサポートグループ「建設業友の会」へのご加入により、引き続き日本語力アップ研修のほか、日本や現地のスタッフが皆様を心身両面からサポートします。初めて外国人を雇用される企業様にも安心の体制ですので、日々のコミュニケーションの行き違いやトラブル防止などのリスク対策にご活用ください！POLARISグループが、貴社を全力でバックアップ致します。

実際の話聞いてみよう！

相談会受付中！ (要予約)

参加費
3,000円

外国人雇用を検討されている経営者様が事前に必ず知っておきたいポイントを解説します！

- ☑ 特定技能とは？より詳しく！
- ☑ かかる費用や期間は？
- ☑ 技能実習生とは何か違うの？
- ☑ 建設業の方向けアフターサポートグループ「建設業友の会」ご紹介

お申し込みは今すぐ！ FAX：011-206-8841【24時間受付】

※今後の相談会の日程は、アーバン国際法務事務所のHPよりご確認下さい。

会社名(必須)		電話番号(必須)	
ご担当名(必須)		メールアドレス(必須)	

メールでも
お申し込み可能です！

✉ info@urban-international.jp

▶ HPで詳細を見る

アーバン国際法務事務所

検索

一般のビザに関する
ご相談も受付中です

JAPAN POLARIS 株式会社
事務局：アーバン国際法務事務所
札幌市中央区北1条西3丁目2番井門札幌ビル10階
☎ 050-3743-0934